

**飲酒運転は、
絶対しない！させない！許さない！
そして、見逃さない！**



私たちは宣言します。

飲酒運転撲滅



自分にできること。

飲酒運転は、絶対しない。
家族や知人にも、絶対させない。



企業にできること。

従業員に、
飲酒運転を絶対させない。



お店にできること。

従業員はもちろんお客様に、
飲酒運転を絶対させない。

「見逃さない」飲酒運転を見たら110番！

※飲酒運転撲滅条例により、全ての県民は飲酒運転を見た場合等は、警察官に通報しなければなりません。

※道交法により、自動車や二輪車だけでなく、原動機付自転車（一般、特定小型）、自転車などすべての車両等の飲酒運転は禁止されています。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(飲酒運転撲滅条例) 概要

県民の責務等

- ・アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても**車両等**を運転してはいけません
- ・家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その**防止**に努めましょう。
- ・飲酒運転を見かけたとき等は、**警察官(110番)**に**通報**しなければなりません。



飲酒運転で検挙・警告された場合

- ・**基準値※未満で警告(1回目)**
飲酒行動に関する指導を受けるよう努めなければなりません。
※呼気中のアルコール濃度が0.15mg/L以上
- ・**検挙(1回目)または警告(2回目)**
アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けなければなりません。
- ・**5年以内に再び検挙か警告**
アルコール依存症に関する**受診が命じられます**(命令に従わない場合は**5万円以下の過料**)。



事業者の責務等

- ・業務上車両の運転が必要な場合は、運転者が**酒気**を帯びていないことを**確認**しましょう。
- ・特定事業者※や、飲食店がテナントに入っているビル等の所有者、参加者が飲酒をする可能性がある多人数のイベントの主催者は、飲酒運転撲滅に関するポスター等の**啓発文書**を**掲示**しましょう。
- ・飲食店は、来店者の飲酒運転を防止するため、来店者に車両利用の有無を確認し、**運転代行**の紹介等を行いましょう。また、**運転者(ハンドルキーパー)**には、**酒類**を提供しないようにしましょう。
- ・特定事業者※やイベント主催者、タクシー事業者、自動車運転代行業者は、**飲酒運転**をしようとするのをやめさせましょう。また、**飲酒運転**を見かけたときは、**警察官(110番)**に**通報**しなければなりません。
- ・特定事業者※とタクシー事業者・自動車運転代行業者は、その従業者などに対して**飲酒運転の通報訓練**を実施しましょう。



事業者 従業員等が飲酒運転で検挙された場合

公安委員会から通勤・通学先に通知

通知を受けた事業者は**再発防止のため、研修、指導等**を行わなければなりません。

飲食店 来店者が飲酒運転で検挙された場合

1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その**取組を怠ったとき**

店名等の公表、指示書の店内掲示命令

掲示しない場合、**5万円以下の過料**

※酒類を提供する飲食店の営業者、酒類販売業者、駐車場の所有者・管理者

飲酒運転は犯罪です！ 道路交通法による罰則もあります

酒酔い運転

罰則 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
行政処分 運転免許取消

酒気帯び運転

罰則 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
行政処分 運転免許取消または免許停止(90日間)

さらに、人を死傷させた場合は「自動車運転死傷処罰法」による20年以下の拘禁刑、「刑法」による5年以下の拘禁刑が科されるケースがあります。

飲酒運転相談窓口

☎092-609-9110 月～金(祝日、年末年始除く) 10時～16時

飲酒運転をしてしまいそうな人、身近な人の飲酒運転に悩んでいる人などからの相談に親身に応じます。お気軽にご相談ください。(相談無料)



「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」に登録しませんか

～みんなの力で福岡県から飲酒運転を撲滅しましょう！～

飲酒運転は極めて悪質・重大な犯罪です。

企業やお酒を提供する飲食店は、飲酒運転撲滅宣言の届出書を提出すると、事務所などに掲出できる登録証・ステッカーが県から送付されます。

飲酒運転のない社会を実現するため、企業や飲食店の皆様、ぜひ「飲酒運転撲滅宣言企業」、「飲酒運転撲滅宣言の店」にご登録ください。



宣言企業・宣言の店ステッカー

登録はこちら！

